

第 356 回(令和3年 12 月)定例会

座長提案決議案

番号	件 名	提出
決 1	北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動の取組を推進する決議	座長

会派提案意見書案

番号	件 名	提出
意 1	孤立した妊婦の出産から自立までをワンストップで一貫して支援するための措置を求める意見書	自民
意 2	播磨灘・大阪湾ベイエリアにおけるクルーズツーリズムの促進を求める意見書	自民
意 3	命と生活と事業を守るための原油価格高騰への対処を求める意見書	県民
意 4	女性と子どもの自殺増への対策を求める意見書	県民
意 5	認定こども園等における障害のある子どもの受入支援の拡充を求める意見書	自兵庫
意 6	子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した女性の救済を求める意見書	公明
意 7	コロナ禍での教訓を踏まえた自治体独自の感染症対策専門機関設立への支援を求める意見書	公明
意 8	国の政策立案に地方議会の意見書を積極的に活用することを求める意見書	維新
意 9	ケア労働者（医療・介護・保育・障害福祉）の抜本的賃金引き上げと、賃上げ財源は全額国庫負担で行うことを求める意見書	共産
意 10	中小業者の事業継続への支援強化を求める意見書	共産

決議案 第 号

(座長提案)

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動の取組を推進する決議

1970年代から1980年代を中心に、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかとなり、政府は、北朝鮮に対して拉致問題を提起し続けた結果、2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め、5名の拉致被害者の24年ぶりの帰国が実現した。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていない。日本政府は、これまでに、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定した。うち兵庫県関係者では有本恵子さん、田中実さんの2名が認定を受けている。さらに、いわゆる特定失踪者を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者は873名にも上り、うち36名が兵庫県関係者である。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題であるとして、政府は、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していくとしている。

2006年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布・施行された。同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務、拉致問題等の啓発を図る地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等を定めており、政府では、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会等への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とした研修、北朝鮮向けラジオ放送、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。

今年12月18日、本県において、「拉致問題を考える国民のつどい in 兵庫・神戸」が、政府拉致問題対策本部、兵庫県、神戸市の共催で実施されるが、これを契機に拉致問題啓発のさらなる取組が望まれる。

特に、昨今、拉致問題を知らない小中高校生が増えていることから、アニメ「めぐみ」、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」、そして兵庫県が製作する、有本恵子さんをはじめとする兵庫県出身の拉致被害者等を題材とした映像資料等を通じて若者への啓発を充実・強化することが求められる。

本県議会は、拉致問題に対する県民の理解を深めるための啓発活動をさらに

進めることが、拉致被害者2名及び拉致の可能性を排除できない行方不明者36名を抱える本県の責務であると認識し、これからも全力を挙げて取り組んでいく。

以上、決議する。

令和3年12月 日

兵 庫 県 議 会

意見書案 第 号

(自由民主党)

孤立した妊婦の出産から自立までをワンストップで一貫して支援するための措置を求める意見書

予期せぬ妊娠で孤立し、頼る人や住む所がない女性の出産から自立までをワンストップで一貫して支援するための施設は、全国では神戸市、東京都豊島区、名古屋市の3カ所の民間施設と2カ所の行政機関が設置する施設の合計5カ所しかない。

令和2年度において、兵庫県助産師会が受けた「思いがけない妊娠SOS」での電話・メールによる相談件数は438件（うち兵庫県内からの相談が大多数）、また、令和2年9月1日に開設した兵庫県内の民間施設における「不安や悩みを抱える若年妊産婦等相談事業」では、24時間365日受付としたことで、相談件数は5,479件（うち兵庫県内に住所を有する方からの相談は987件）である。県外からも多数の相談が寄せられている状況から、相談支援への潜在ニーズは高いと考えられる。

特に問題なのは、周囲の人から裏切られ、愛されることが少ない等の環境にある中、予期せず妊娠した女性が、誰にも頼ることができずに一人で出産し、自分の子供を殺してしまうことである。現在、妊娠、出産、産後におけるケア等、それぞれのケースに合わせて支援が行われているが、安心して出産し、傷ついた心を癒し、自立するまでをワンストップで一貫して支援する制度が我が国にはない。

よって、国におかれては、誰にも頼れず、予期せぬ妊娠で孤立した女性を支援するため、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 24時間365日相談事業を行う施設を各都道府県及び政令指定都市に設置すること。
- 2 孤立した妊婦が直面する宿泊、出産、保育、就職、自立等の課題をワンストップで一貫して支援するための法整備、施設の設置及び人材の育成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

播磨灘・大阪湾ベイエリアにおけるクルーズツーリズム
の促進を求める意見書

2025年大阪・関西万博の開催が大阪市の人工島・夢洲で予定されている。4月13日から10月13日までの約半年間で約2,800万人、うち海外から約350万人の来場者が見込まれており、国内外の人々に関西の魅力を発信する絶好の機会であるとともに、地域経済の活性化や観光客の増大など、関西全体への波及効果が期待されている。

この機を捉え、大阪から兵庫への人の流れをつくり、本県への経済波及効果を拡大するため、播磨灘・大阪湾の新たな交流ルートの創設に取り組むことが必要である。県では、先般、船上MICE（国際会議や展示会等）や民間事業者の可能性を探る観点から、神戸、淡路、大阪を結ぶ海上交通の実証実験が行われたところである。

しかしながら、大阪から明石海峡を通過して姫路など播磨灘を含めた海上交通を実現する上で、航行区域が平水区域となっているクルーズ船は、沿岸区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺では航行できない点が課題である。

また、事業者の創意工夫による海事観光振興に資するため、旅客船事業の制度運用を弾力化するインバウンド船旅振興制度が2019年4月から創設されたが、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数が30日間までとされており、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できない。

よって、国におかれては、播磨灘・大阪湾ベイエリアにおけるクルーズツーリズムを促進するため、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 気象の穏やかな時季等における平水区域を拡大すること。
- 2 母港から最強速力で往復2時間以内とされている限定沿海区域の基準を緩和すること。
- 3 インバウンド船旅振興制度における、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるよう、30日から180日間に延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

命と生活と事業を守るための原油価格高騰への対処を求める意見書

経済産業省が本年11月10日に発表した11月8日時点でのレギュラーガソリン1リットル当たりの全国平均小売価格は169円となり、10週連続の上昇となっている。これは2014年8月以来、約7年ぶりの高値水準となっているほか、灯油も10週連続で値上がりしている。

昨春からの新型コロナウイルス感染症の影響により、国民の生命、生活、事業活動は窮地に立たされた。感染者数が減少傾向にある今でも、その痛みは抱えたままである。そうした中で現在、原油価格が高騰し、ガソリンや灯油、重油、軽油などの燃料価格の大幅な値上がりにより、国民生活や産業に対し、更なる打撃を与えている。ガソリンや灯油価格の高騰は、地方での移動の足となっている自動車を利用する家計への直接的な痛手となることは言うまでもない。さらに暖房利用等、燃料の利用機会が増える冬季を迎えるにあたり、国民生活に更なる影響を及ぼすことが危惧される。

また、トラック、タクシー、定期船、ハウス栽培といった運送業や交通産業、農林漁業、クリーニング業など多くの業種で、燃料代の高騰、石油関連製品の値上げによる仕入れ価格の高騰により、収益が圧迫され、国内産業も打撃を受けることになる。

よって、国におかれては、原油価格高騰への影響を最小限に抑え、目の前にある危機から命と生活と事業を守るため、残余の予備費の使用や補正予算での措置により、下記の措置について緊急に講ずることを強く要望する。

記

- 1 ガソリンや灯油価格等の高騰によってさらに厳しい環境に置かれる方々に対して、ガソリン・灯油の購入費等への助成を講ずること。また、寒冷地をはじめとして、冬季の燃料需要の急増が見込まれる地域に対して十分な支援を行うこと。
- 2 現下のコロナ禍の厳しい経済状況に鑑み、事業者に対し、レギュラーガソリン160円/ℓ超相当分について緊急に支援を行うこと。また、他の油種についても同様の支援措置を講ずること。
- 3 上記の施策と併せて、旧暫定税率分（例：ガソリンの場合、約25円/ℓ）の価格を下げる「トリガー条項」について、復興財源に配慮しつつ、凍結解除・発動を検討すること。
- 4 原油価格の安定化を実現するため、既に行っている国際交渉の強化をはじめ

め、あらゆる対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

女性と子どもの自殺増への対策を求める意見書

コロナ禍において、女性と子どもの自殺が増えており、2020年の女性の自殺者数は前年より935人増え、全体の自殺者数は11年ぶりに増加に転じている。過去5年間と比較すると、職業別で最も増えたのは「被用者・勤め人」で、原因別では「勤務問題」が過去5年平均より約35%増えている。不安定で低賃金の非正規雇用が拡大し、今や働く女性の5割以上が非正規雇用である。コロナ禍で雇用環境が悪化し、「雇用の調整弁」として雇われる非正規雇用労働者の雇止めやシフト減が起きている。さらには、所得が生活保護基準以下の人で、生活保護を利用している人は2割程度と試算されており、先進諸国と比較して非常に低い水準となっている。

また、2020年の児童生徒の自殺者数は前年より大幅に増加し、499人となっており、原因・動機としては、「進路に関する悩み」「学業不振」「親子関係の不和」が上位となっている。コロナ禍での学校の一斉休業や、大人たちの在宅勤務などにより、学校環境も家庭環境も大きく変化し、子どもたちも厳しい状況に置かれていた。危機的な状況にいる子どもたちを、早い段階で支援することが必要である。

よって、国におかれては、下記の事項を含む施策を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 自殺対策基本法に基づき、国が自治体の自殺対策計画づくりを支援し、計画に基づく事業への財政支援や事業の結果の検証を行うことで、国が自治体と連携して全国的な自殺対策を改善・進化させること。
- 2 若年世代への「包括的な生きる支援」の強化や、働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりそいホットライン」の拡充など、「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算等を確保すること。
- 3 非正規で働く官民の人々が希望すれば無期直接雇用へ転換できるようにすることを推進しつつ、給与水準や労働条件について、待遇改善（同一価値労働同一賃金の促進）のため必要な対策を進めること。
- 4 生活保護制度が適切に機能するよう、必要な対策を講ずること。
- 5 小中高校での相談体制の強化と子どもの意見表明権を保障する仕組みとともに、学校外にも若者の居場所づくりを進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

認定こども園等における障害のある子どもの受入支援の
拡充を求める意見書

女性の就労意欲の高まりなどを背景に、保育所等を利用する児童の数は令和3年4月1日現在で約274万人となっており、年々増加している。また、義務教育における障害児を対象とした特別支援学級の在籍者数や、通級による指導を受けている児童生徒数も年々増加していることから、未就学児についても障害のある子どもの教育・保育ニーズが高まっていると推測される。

障害のある子どもについては、一人一人の障害特性や発達過程を把握し、適切な環境の下で、きめ細やかな対応が求められる。そのため、障害を理由に認定こども園等への入園が困難とならないよう受け入れ環境の整備に対する手厚い支援が必要である。

よって、国におかれては、障害児2人以上を要件とする認定こども園等への国庫補助制度について、障害児が1人であっても補助対象とするよう制度の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した女性の救済を求める意見書

日本人の2人に1人はがんに罹患し、3人に1人はがんで死亡している。その中でも、「マザーキラー」の異名を持つ子宮頸がんは、毎年1万人以上が罹患し、年間約2,800人の命を奪うがんであり、近年、20～30歳代の若い女性の罹患率、死亡率ともに増加傾向にある。子宮頸がんはワクチン接種によって予防が可能となることから、2013年4月に定期接種に追加されたが、体の痛みなどを訴える女性が相次ぎ、厚生労働省は2ヶ月後に積極的勧奨を中止した。

このたび、厚生労働省の専門家部会で、国内外での安全性や有効性を示すデータが集まっていること、また、ワクチン接種後に症状が出た人に対して、必要な診療を提供する体制が一定程度整備されていることから、ワクチン接種の積極的勧奨の再開が全会一致で決定されたところである。

しかし、国が子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を中止した約8年間に、公費で接種できる機会を逃した女性は、大阪大学の研究グループによれば約260万人と推定されており、この中には経済的負担から接種を迷っている方々が少なからずいると言われている。これらのいわゆるキャッチアップ接種対象者の経済的な負担を軽減し、救えるはずの命を救済することは大きな課題である。

よって、国におかれては、子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した女性で希望者全員が経済的負担無く接種できる救済措置を設けるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

コロナ禍での教訓を踏まえた自治体独自の感染症対策専門機関設立への支援を求める意見書

今回のコロナ禍においては、科学的根拠に基づかないまま予防に効果があるとした商品の買い占めや、国や自治体を実施する施策に対する批判と言ったことが見られた。特に、SNS（会員制交流サイト）を中心に回ったデマ等を信じてワクチン接種を希望しない人に対して、正確な情報を伝え、その誤解を解くことが、感染対策を進める上で非常に重要となったことは記憶に新しい。また、国や自治体の実施する施策についても、科学的根拠があやふやなままイメージ先行で行われるものもあったものと思われる。

このようなコロナ禍での教訓を踏まえると、今後の新たな感染症について、大学機関、試験研究機関、保健所等の行政機関、公立病院等の医療機関、産業界と連携しながら、感染症情報の一元化、専門人材の育成、研究の分析・調査を先行的に行い、エビデンスに基づいて、住民に対して正確な情報を発信するとともに自治体への施策提言を行う、自治体独自の感染症対策専門機関の設立が必要である。このような専門機関が国の専門家会議と補完し合うことにより、感染症に係る対策と情報発信はより効果的なものになると考えられるが、その設立については、国の財政的な支援が必要不可欠である。

よって、国におかれては、自治体独自の感染症対策専門機関設立への財政的な支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国の政策立案に地方議会の意見書を積極的に活用することを求める意見書

地方自治法第 99 条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と規定されている。この意見書は、議会及び議員が日々の政務活動や請願・陳情等により、住民の意見・要望を広く把握した上で提案され、議会の議決により提出されるものである。

しかし、それを受け取った行政庁等からは、現状やその対応についての報告・回答がなされていないのが実情であり、提出した意見書がどう処理されたのかを議会として知る術がない。例えば、国会の衆参議院においては、意見書を受理した後、その件名及び提出議会名を衆議院・参議院公報に掲載し、関係委員会に参考送付されるのみであり、ほとんど実際に話し合われることがない。行政庁に対する意見書についても、回答がない事が常であり、法に基づく意見書というシステムが形骸化している。

国会には毎年 4,000 件を超える意見書が提出されている中、全ての意見書について政府及び国会に対し回答を求めることも業務負担の観点から非現実的である。

よって、国におかれては、まずはテキストマイニングや AI 技術を活用し効率的に意見の集約を行うなどした上で、今後地方議会で取りまとめられ提出された意見書について、その内容を積極的に調査・分析し、国の政策立案に活用し、また意見書の活用結果については、活用状況も踏まえた結果を公表することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

ケア労働者（医療・介護・保育・障害福祉）の抜本的賃金引き上げと、賃上げ財源は全額国庫負担で行うことを求める意見書

政府は、看護・介護・保育等の人材不足解消対策として、医療・社会保障分野で働く職員らの賃金引き上げなどの経済対策を11月19日閣議決定した。

賃上げ額については、介護・障害福祉職員、幼稚園教諭・保育所等で月9,000円（月収の3%程度）、看護師は対象を限定したうえで月4,000円（同1%）とした。いずれも現場の要請からはかけ離れている。しかも、引き上げの対象は来年2月から9月までとなっている。

介護・福祉職場からは「9,000円程度の賃上げでは、退職しようとしている人も引き止められないし、新たな入職者も期待できない」という声が広がっている。日本看護協会は同日19日に見解を出し「全国の看護職にあまねく行き届くものではなく、その金額も十分とは言えません」と指摘し、夜勤手当を含む平均賃金が30代前半で全産業と逆転し、その差が「年齢を重ねるごとに開いていく」として、「賃金水準、賃金体系を改善し、十分な収入増を実現する恒久的な措置の導入を」と、要求している。

政府は全産業平均賃金月額35万2千円に対し、夜勤手当等を含めた看護師平均賃金を39万4千円、介護職29万3千円、保育士30万3千円としているが、賃金構造基本統計調査にある「きまって支給する現金給与額」から夜勤手当などを差し引いた看護師平均賃金は29万円、介護職24万円、保育士23万8千円となる。抜本的な賃金引き上げが求められている。

また、政府はこれらの職種の賃金に関わって「公的価格の抜本的見直し」を掲げ、公的価格評価検討委員会を設置し、年末までに具体策等をまとめている。賃上げの財源として診療報酬や介護報酬、保育料等の利用者への負担増が懸念される。

コロナ禍のもと浮き彫りになったのが、医療・介護・保育・障害者福祉等の国民の命と健康を守る「ケア労働」の処遇の低さである。

よって、国におかれては、ケア労働者の処遇を改善するため、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 ケア労働者の賃金を抜本的に引き上げること
- 2 医療・介護・保育・障害福祉等ケア労働者の賃金引き上げの財源は、診療

報酬・介護報酬・保育料など利用者負担となる利用料の引き上げに求めるのではなく、全額国庫負担で行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小業者の事業継続への支援強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は拡大と小康の波を繰り返しながら、いまだ収束せず、新たな変異株の出現のもと、第6波の感染拡大が懸念されている。

2年に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大は、日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えている。事業者向けの給付金や支援金などが支給され、多くの中小業者は必死の経営努力を続けているが、その支援対象や額はコロナで影響を受けた全ての事業者が持ちこたえるだけのものになっておらず、倒産・廃業の瀬戸際に追い込まれている。

コロナ危機を打開するには、中小業者の経営や従業員の雇用を守る支援策の継続と抜本的拡充が求められている。

国は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、「事業復活支援金」の給付を閣議決定した。

内容は、事業収入が基準期間同月比 50%以上減少した事業者について、法人は事業規模に応じて上限 250 万円、個人事業主は上限 50 万円の範囲内で、基準期間の事業収入からの減少額を給付し、また、事業収入が基準期間同月比 30%～50%売上減少した事業者に対しては、法人は事業規模に応じて上限 150 万円、個人事業主は上限 30 万円の範囲内で、基準期間の事業収入からの減少額を給付するというものである。

売上減少要件が緩和され対象者が広がり、法人への支援金は少し増えたものの、多くの事業者にとっては、持続化給付金の支援額を下回るものとなっている。また、累次の給付金や支援金が課税対象になることも大きな打撃となることはあきらかである。さらに、雇用の継続のため、雇用調整助成金のコロナ特例の継続が必要である。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざし活動する中小事業者の存在が不可欠である。

よって、国におかれては、いつ収束するか分からない状況のもと「新型コロナ危機でだれ一人取り残さない」支援策の構築のため、新型コロナ感染症の収束まで、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 「事業復活支援金」等の支援金について、さらに要件緩和や支援金増額など支援を強めること
- 2 事業者向け給付金、支援金、協力金等については、課税対象から外すこと

3 雇用調整助成金の特例措置をコロナ禍が収束するまで延長すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。